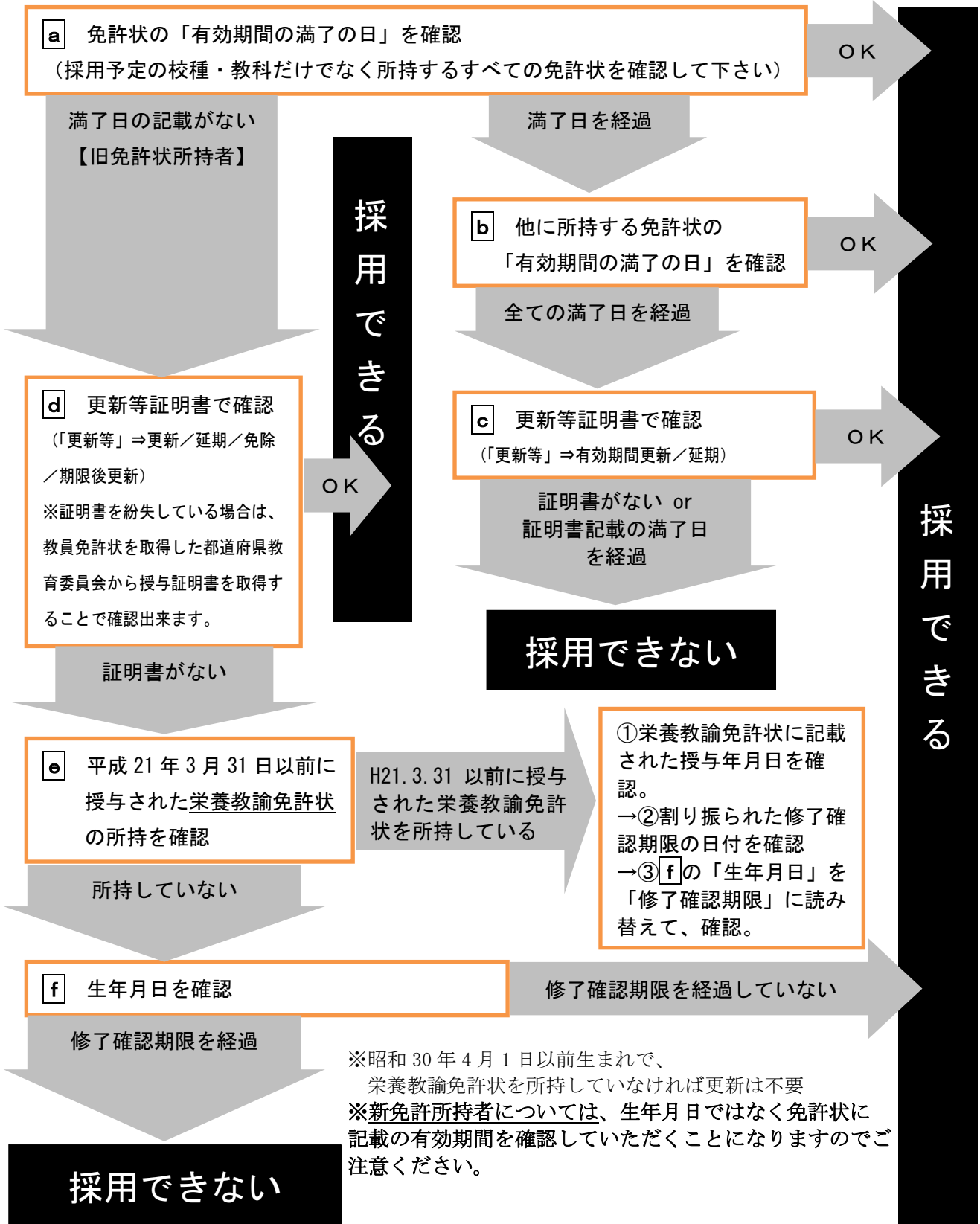


教諭・講師等の採用に当たっての教員免許更新制に関する確認方法（フロー図）
 （「確認」は必ず、教員免許状・更新等証明書の原本、または教員免許状授与証明書の原本による）



【修了確認期限経過後の更新講習修了確認申請について（旧免許状所持者）】

- ※ 修了確認期限の時点で教員でなかった者は、修了確認期限を超過しても教員免許状は失効していないが、期限経過後の教員免許状はいわば“免許停止状態”になっているので、更新講習を受講のうえ、府教委の窓口で期限経過後の修了確認申請（いわゆる教員免許状の回復申請）が必要。
- ※ 府教委では、その受付時に「教員免許状が失効した者でないことの宣誓書」に受付印を押印しコピーを交付。（正式の証明書の送付は受付日から約2か月後になるため。）
- ※ 採用者の判断により、当該コピーに記載された「確認（予定）日」以降に採用することが可能。